

参考表 ― 共同特許権侵害

日本 	ドイツ 	アメリカ 	イギリス 
原則			
特許発明の構成要件を全て充足する実施行為の主体である必要がある。	特許の直接侵害は、被疑侵害品が物の特許の全ての構成要件を実現するか、被疑侵害者が方法特許の全てのステップを遂行するときのみ成立する。	単一主体ルール: 直接侵害が成立するには、クレームされた方法又は物の全てのステップ又は構成要件を当事者が実行又は使用する必要がある。(Warner-Jenkinson Co., Inc.対Hilton Davis Corp.事件, 520 U.S. 17, 117 S.Ct. 1040, 137 L.Ed.2d 146 (1997)等)	直接特許侵害が認められるには、侵害者が特許クレームの全ての構成要件又はステップを実行しなければならない。
実施行為への部分的関与であるにもかかわらず侵害について責任を負う場合			
<p>明確に判断した最高裁判例はない。</p> <p>複数主体の行為を合わせなければ構成要件の全てを充足する物の使用が形成されない場合に特許権侵害を認めるものとして、下級審判例や学説では、次のようなアプローチが示されている。</p>	<p>主としてドイツ民法に基づく次の責任は、特許侵害事件においても適用し得る。</p> <p>1. 共同不法行為 侵害行為の実行において意識的かつ意図的に協力した複数主体は、ドイツ民法830条に従い、侵害者として共同責任を負う。</p>	<p>方法のクレームに関する共同／分割侵害</p> <p>－ 代位責任の基準 ある主体は、次の2つの状況において他者による方法ステップの遂行に責任を負う。 (1) 当該主体が他者による遂行を管理又は支配している場合、及び (2) 行為者が共同事業を形成している場合 (Akamai Techs., Inc.対Limelight Networks, Inc.事件, 797 F.3d 1020, 1022 (Fed. Cir. 2015); 一般に「Akamai第5事件」と称される。)</p>	<p>共同／分割特許侵害 共同／分割特許侵害に適用されるルールは、不法行為に関するものである(共同不法行為)。2名以上の者が共同で侵害行為を遂行する場合、共同不法行為者として特許侵害について責任を負う。 共同／分割侵害には、少なくとも、1) 主従関係や本人・代理人の関係におけるような代位責任、2) 誘引、教唆又は説得による「周旋」を通じた共同責任及び3) 「共通の意図」を通じた共同責任がある。</p>
<p>道具理論</p> <p>ある者が第三者の行為を手足又は道具のように利用している場合、手足又は道具とみなされる者の行為はそれを利用した主体が行ったものと評価し、その主体が一人で構成要件の全てを充足する物の使用をしているとみることができるという見解</p> <p>* 電着画像の形成方法事件(東京地裁平成12年(ワ)第20503号・平成13年9月20日判決)</p>	<p>2. 二次的責任 複数主体は、意識的かつ意図的に協力した場合でなくとも、その過失行為が結合して侵害を生じさせたときは、民法840条に従い、責任を負い得る。</p> <p>3. 介入責任 介入者とは、十分に因果的な態様において侵害に故意に寄与する者をいう。介入者は、さらなる侵害を止めることができる程度に、侵害の現実の又は推定的な認識を有すること、すなわち侵害について認識しているか、少なくとも侵害について認識すべきであったことを要する。ドイツ民法1004条参照。</p>	<p>1. 管理又は支配 2分岐テスト: 1) 被疑侵害者が、特許方法の単一若しくは複数のステップの遂行において行動への参加又は利益の享受を決定しており、かつ、 2) 被疑侵害者が、その遂行の方法又は時機を定めている このような場合、当該第三者の行為は、被疑侵害者に帰責され、被疑侵害者は直接侵害の責任を問われる単一主体となる。 (Akamai第5事件; Eli Lilly and Co.対Teva Parenteral Medicines, Inc.事件, 845 F.3d 1357 (Fed. Cir. 2017)も参照)</p>	<p>1. 代位共同責任 代位共同責任は、AとBとの間に特別な関係があるという状況において生じる。すなわち、雇用者と被用者や、本人と代理人である。 (Koursk事件[1924], Sea Shepherd UK対fish & Fish Ltd事件[2015] UKSC 10等)</p> <p>2. 周旋 Aが誘引、教唆又は説得により侵害行為に向けBを周旋した状況においては、Aは、Bにより行われた特許侵害について共同責任を負う。 (Resolution Chemicals対H. Lundbeck A/S事件 [2013] EWHC 739 (Pat), Sea Shepherd UK事件)</p>
<p>支配管理理論</p> <p>ある者の行為が手足又は道具とまでは認められない場合でも、ある主体がそれらの第三者の行為を支配管理しているという関係にある場合には、その主体の行為を規範的に評価して、その者に侵害の責任を認めるべきという見解</p>		<p>2. 共同事業 2人以上の者が共同事業を形成するときは、全ての者が他の者の行為の責任を問われ、各自が単一主体であるかのように、他者により実行されたステップの責任を負う。 共同事業には、4つの要素の立証が必要である: (1) 当該グループのメンバー間における明示又は黙示の合意 (2) 当該グループにより実現される共通の目的 (3) メンバー間での当該目的における金銭的利益の共通性 (4) 平等な支配権につながる事業の管理における平等な発言権 (Akamai第5事件)</p>	<p>3. 共通の意図 AとBが共通の意図に従って互いに協力し合ったときは、Aは、特許侵害について共同責任を負う。 (Koursk事件, Resolution Chemicals事件, Sabaf Spa対MFI Furniture Centres Ltd and Managhetti Spa事件 [2003] RPC 264, Sea Shepherd UK事件)</p> <p>不法行為における付随責任の成立には、AがBによる不法行為の実行を容易にする行為をしたことを示すだけでは十分でない。Aは、不法行為を構成する行為を実行するため、又は当該行為を確実にするために協働したときは、Bと共同責任を負う。これには2つの要素を証する必要がある。AはBによる不法行為の実行を促進するような方法で行動したものでなければならず、また、Aは、不法行為を構成する行為を実行する、又はそれを確実にするという共通の目的を追求して、そのようにしたものでなければならない。(Sea Shepherd UK事件)</p>
<p>* メガネレンズの供給システム事件(東京地裁平成16年(ワ)第25576号・平成19年12月14日判決)</p>	<p>連邦通常裁判所の参考判例</p> <p>MP3プレイヤー輸入事件 [2009] (BGH, GRUR 2009, 1142 – Xa ZR 2/08) 合理的な努力をすれば自らの行為により支援される行為が特許権者の絶対権を侵害するという認識を持つことができたにもかかわらず、第三者による侵害行為の実行を可能にした、又は促進した者も、直接侵害者である。</p>	<p>システムのクレーム</p>	<p>共通の目的には、AがBと明示的に計画を立てたという事は要求されない。黙示の合意で足りる。侵害するという共通の意図も必要ない。AとBが、最終的に侵害に当たると判明する行為の実行を確実にするために協働すれば十分である。(Unilever Plc対Gillette (UK) Limited事件 [1989] RPC 583)</p>
<p>共同直接侵害理論</p> <p>複数の者の行為の間に客観的な関連性があり、また、主観的な関連性もある場合には、共同で直接侵害行為を行ったと評価し、各行為者は自己が分担した行為についてだけでなく、侵害全体について責任を負うとの見解(共同して侵害行為を行うという共同意思の存在を必須とみるか、相互にどの程度の認識があれば足りるかについては、見解が分かれている。)</p> <p>* 多孔性成形体事件(大阪地裁昭和35年(三)第493号・昭和36年5月4日判決)</p>	<p>オーディオ信号エンコーディング事件 [2015] (BGH, X ZR 69/13) 自らの非難されるべき行動を通じて侵害を生じさせた者も、過失による特許権侵害者である。 この意味における非難されるべき行動は、例えば、特許の使用を目的とした第三者の行為が義務に違反して防止されなかったという事実にも認め得る。(MP3プレイヤー輸入事件等) この意味における非難されるべき行動は、ある者が、方法の適用に当たり、保護された方法のステップが第三者によって実行され、その者自身の行為に含められ得るということを利用する場合にも成立する。</p>	<p>1. システムの「使用」 侵害のためのシステムの「使用」とは、ある者が発明を利用状態に置く、すなわち、全体としてのシステムを制御し、そこから利益を得ることをいう。(NTP, Inc.対Research in Motion, Ltd.事件, 418 F.3d 1282 (Fed. Cir. 2005), Centillion Data Sys., LLC対Qwest Commc’ns Int’l, Inc.事件, 631 F.3d 1279 (Fed. Cir. 2011); Synchronoss Tech., Inc.対Dropbox, Inc.事件, 987 F.3d 1358 (Fed. Cir. 2021)も参照) 271条(a)におけるクレームされたシステムの侵害的な「使用」が認められるには、特許権者は、直接侵害者がクレームされたシステムのそれぞれかつ全ての構成要件から利益を得ていることを証明する必要がある。さらに、必要とされる直接又は間接の支配とは、システムを全体として利用状態に置く能力である。(Intell. Ventures I LLC対Motorola Mobility LLC事件, 870 F.3d 1320)</p> <p>2. 代位責任 Akamai第5事件の代位責任の基準は、方法のクレームに適用されるものであるが、Centillion事件において、裁判所は、方法のクレームによる代位責任の原則を、システムのクレームの文脈において議論している。(Centillion事件)</p>	<p>システムのクレームに係る「使用」</p> <p>「クレームされた発明は、ホストコンピュータを必要としている。我々が生きる時代において、ホストコンピュータがどこにあるかは重要ではない。・・・その場所は、発明の使用者にも、クレームされたゲームシステムにも重要ではない。この点、クレームされたゲームシステムと通常の機械との間には実に隔たりがある。」 「クレームされたゲームシステムを誰が使用するかを問うのが適切である。その答えは、顧客である。顧客はそれをどこで使うのか?・・・ホストコンピュータが例えばアンティグアにあったとしても、イギリスの顧客はクレームされたゲームシステムをイギリスで使用すると結論付けることは、「使用」という言葉を曲解するものではない。それゆえ、イギリスの顧客に対するイギリスにおけるCDの供給は、イギリスにおいて発明の効力を生じさせることを意図したものである。」 「システムを使用する顧客は、全体のシステムをあたかもそれがイギリスにあるかのように使用するものである。顧客は、実質的には、ホストコンピュータをイギリスで使用するものであって、それがどこに所在するかは顧客にとって関係がない。」 (Menashe対William Hill事件 [2002] EWHC 397 (Pat),[2002] EWCA Civ 1702)</p>